

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第十二の表一の項中

24	工業製品の放射線検査	1
----	------------	---

件につき	一、二四〇
------	-------

を

24	工業製品の放射線検査	
25	ガス吸着法による比表面積測定	
26	ガス吸着法による細孔径分布測定	

一件につき	一、二四〇
一件につき	一〇、〇七〇
一件につき	二〇、六六〇

に改め、同表七の項中

式	
複雑なもの	簡単なもの
1	1

ロードセル	簡単なもの	一件につき	二、四二一
-------	-------	-------	-------

額  
 ○〇〇円を  
 ごとに一  
 ない端数  
 は一時間  
 超えて一  
 時間が一  
 ○三〇〇円

に、

件につき	件につき
四、七三〇	二、四二〇

を

を

20 エックス線光電子分光 分析	
イ 定性分析	ロ 状態分析・深さ分析
一件につき	一件につき
一	一
に	に
時	時
に	に
を	を
〇	〇
加	加

20 エックス線光電子分光分析	一件につき	一二、 に試験 時間を 時間を 時間又 に満た を増す を、一 加えた
-----------------	-------	---

式（百キロ ニュートン以 下）	式（二百五十 キロニュート ン以下）
複雑なもの	複雑なもの
一件につき	一件につき
四、七三	五、七五
複雑なもの	単純なもの
一件につき	一件につき
三、九六	三、九六

一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
一一、六八〇	五、六三〇	一一、六五〇	二〇、八〇〇	七、二七〇	五、四四〇

二、〇三〇円 試験時間が一 間を超えて一 間又は一時間 満たない端数 増すことに一 、一〇〇円を えた額	四、四四〇
---	-------

に改め、同表九の項中

を

9 放射イミュニテイ試験	8 伝導エミッション試験	7 放射エミッション試験	6 三次元形状測定（二眼式）			
			イ 一般機器規格	ロ 車載機器規格	イ 一般機器規格	ロ 車載機器規格
イ 一般機器規格	ロ 車載機器規格	イ 一般機器規格	ロ 車載機器規格	ハ 極めて複雑な	ロ 複雑なもの	イ 簡単なもの

10 伝導イミュニテイ試験	9 放射イミュニテイ試験	8 伝導エミッション試験	7 放射エミッション試験	6 非接触三次元形状測定		
				ハ 極めて複雑なもの	ロ 複雑なもの	イ 簡単なもの

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則

								もの		
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
五、七八〇	五、五六〇	一二、五一〇	一一、六八〇	六、〇四〇	五、六三〇	一二、一八〇	一一、六五〇	二八、八六〇	一一、二〇〇	四、〇九〇

に改める。

一件につき	五、五六〇
-------	-------

10 伝導イミューニテイ試験	ロ 車載機器規格	イ 一般機器規格	ロ 車載機器規格
-------------------	-------------	-------------	-------------

## 提 案 説 明

ガス吸着法による比表面積測定に係る一般理化学試験手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。